

四半期報告書

(第2期第3四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社あきんどスシロー

大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号

(E21843)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	7
4 財政状態及び経営成績の分析	8

第3 設備の状況	9
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) ライツプランの内容	21
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	21
(5) 大株主の状況	22
(6) 議決権の状況	23

2 株価の推移	23
---------	----

3 役員の状況	24
---------	----

第5 経理の状況	27
----------	----

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	28
(2) 四半期損益計算書	30
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	32

2 その他	39
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	40
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第2期第3四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社あきんどスシロー （旧エーエスホールディングス株式会社） 平成21年5月31日付をもって旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で旧エーエスホールディングス株式会社は株式会社あきんどスシローに商号変更し、旧株式会社あきんどスシローの一切の事業を承継しております。
【英訳名】	AKINDO SUSHIRO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 豊崎 賢一
【本店の所在の場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【最寄りの連絡場所】	大阪府吹田市江坂町二丁目1番11号
【電話番号】	06（6368）1001（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 青木 浩二
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第3四半期 累計期間	第2期 第3四半期 会計期間	第1期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成21年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成19年 8月8日 至平成19年 9月30日
売上高（千円）	6,656,076	6,656,076	—
経常損失（△）（千円）	△809,379	△605,795	—
四半期（当期）純損失（△）（千円）	△718,842	△515,258	△5
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—
資本金（千円）	—	5,801,000	1,000
発行済株式総数（株） 普通株式	—	7,200	200
A種優先株式	—	100	—
純資産額（千円）	—	10,790,698	994
総資産額（千円）	—	37,485,601	1,000
1株当たり純資産額（円）	—	1,151,485.97	4,971.0
1株当たり四半期（当期）純損失金額 （△）（円）	△154,255.74	△82,376.14	△29.0
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純損失金額（△）（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	28.8	99.4
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△432,422	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△14,414,260	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	22,450,180	—	1,000
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残 高（千円）	—	13,870,698	1,000
従業員数（人）	—	876	—

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第1期及び第2期事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間は、当期純損失及び四半期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失及び四半期純損失は記載しておりません。

4. 第1期につきましては、監査法人の監査を受けておりません。

2 【事業の内容】

当社は、エーエスホールディングス株式会社が旧株式会社あきんどスシローを平成21年5月31日付にて、エーエスホールディングス株式会社を存続会社、旧株式会社あきんどスシローを消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行い、エーエスホールディングス株式会社は、「株式会社あきんどスシロー」に商号を変更すると共に、旧株式会社あきんどスシローの一切の事業を承継しました。

当社は、「スシロー」のブランドにて、直営方式で一皿105円の均一料金回転すし店をチェーン展開しております。

当社の事業系統図を図示すると以下のとおりであります。



3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、子会社であった旧株式会社あきんどスシローは平成21年5月31日付にて本合併を行ったことにより、消滅しました。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	876（8,474）
---------	------------

（注）1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイト）は、当第3四半期会計期間の平均人員を1日8時間換算で（ ）内に外数で記載しております。

2. 当社は、当第3四半期会計期間から旧株式会社あきんどスシローの従業員の全てを継承しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

該当する事項はありません。

(2)仕入実績

当第3四半期会計期間の仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
魚介類 (千円)	2,363,684
穀類・麺類 (千円)	554,270
酒類・飲料 (千円)	200,938
その他 (千円)	215,918
合計 (千円)	3,334,812

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3)受注状況

当社は、最終消費者へ直接販売する飲食業を営んでおりますので、受注状況は記載しておりません。

(4)販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
回転すし (千円)	6,656,076

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、当社が旧株式会社あきんどスシローを平成21年5月31日付にて、吸収合併を行ったことにより大きく変動しております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 注記事項（企業結合等関係）」を参照してください。

なお、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。記載のうち将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在における判断であります。

(1) 回転すし事業への特化及び現在の競合等の状況について

当社は、回転すし事業に特化して、直営の回転すし店を多店舗展開しておりますが、近年においては回転すしが全国的に普及する中で、業界内における事業者間の優勝劣敗の傾向が強まってきております。現在、大手チェーン店が相次ぎ競合店の出店するエリアに新規出店を行うことにより、同業他社との競合はもとより、自社の店舗同士で顧客の取り合いを生む状況下であり、他社のシェアを奪取するため、価格競争が避けられない状況となっております。これまで首都圏、近畿圏それぞれを主要事業基盤としていた同業会社が、事業基盤の枠を超え、全国レベルでの競争を行う状況となっていることもあり、競合他社が、更に低価格戦略を打出してきた場合には、当社も価格競争に巻き込まれることを余儀なくされることも考えられます。また、今後の少子高齢化の影響を受け、国内の回転すし市場が中長期的には飽和状態が想定されることから、当社の売上高に影響する可能性があります。このほか、消費者満足度の変化等による売上高通減、米・魚介類等の材料価格につき昨今の世界的な水産資源の需給逼迫や為替相場の変動等の理由による高騰、天候不順が生じた場合にも、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 仕入、加工及び物流管理について

当社は事業規模の拡大に伴う商品調達力の強化を背景に、仕入原価の逓減を図っておりますが、店頭において豊富な種類のネタを提供すること並びに店内スライス加工の維持を競合他社との差別化戦略の一つとして掲げており、売上原価率が相対的に高くなる傾向にあります。

また、一部の同業会社が自社工場による集中加工を行っている中、鮮魚類を、仕入先から直接チルド状態で納入し、各店舗においてスライス加工を行うことにより、鮮度維持を図っております。このため、物流コスト等の増加要因となっております。

生鮮食品を取扱う業界特性上、仕入及び物流両面において、安定的な商品の確保が不可欠であり、品質の保持及び迅速な物流体制の確保は事業の生命線であります。仕入面において万が一、調達に支障を来す状況若しくは調達原価の急上昇をもたらす事態が発生した場合、また物流面において食材関係は外部業者に委託しており安定的且つ迅速な物流体制が維持できなくなった場合においては、当社の事業展開上に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店政策等について

①出店政策等について

当社の出店方針は、1) 郊外の大型店舗中心の出店、2) 近畿圏から首都圏、中部圏を始めとする全国展開であります。当社の出店立地条件及び店舗の特徴は、幹線道路に沿った、郊外型が中心であり、また店舗規模については、当社の店舗運営上の効率性を踏まえ、客席数が概ね200席程度の大型店舗が最近の出店の中心となっております。このため、店舗建設にあたっては駐車場を含む十分なスペースの確保が必要条件となっております。

当社の出店に要する初期コストは、出店地域により異なるものの、概ね1億200万円程度となっており、想定される該店舗の営業利益ベースで、出店4年前後での投資回収を見込んでおります。しかしながら、当社のニーズに合致する立地条件の物件が必ずしも確保されるとは限らず、たとえ物件そのものが確保されても収益が予定通り実現されない等、その結果如何によっては、出店計画の遅延、利益計画達成への悪影響等の可能性があります。

②スクラップ・アンド・ビルドについて

当社は積極的な出店政策を行っておりますが、既存店の中には、競合店や他業態の飲食店の近接エリアへの出店等により、店舗収益の減収、赤字が継続する店舗も出てきます。当該店舗につきスクラップ・アンド・ビルドを実施する場合や店舗の大型化方針に則り、収益力が低下傾向にある小型店舗を中心に、近隣に物件が確保された段階で、当該店舗の退店及び新店の出店を行う場合もあります。また当社は、所定の退店基準を踏まえ、退店を実施していく予定であります。退店に伴い、店舗設備等の減損損失の計上に加え、契約上、保証金の全部若しくは一部が返還されない可能性が発生いたしますが、これらは営業上全社のコストと考え、今後収益性が見込めない店舗については適宜スクラップを行っていく方針であります。

(4) 店舗の運営方針・店舗管理について

①他社との差別化戦略について

当社店舗の特徴の基本に、1) 低価格、2) 品数の豊富さがあります。

まず、当社は原則税込み価格一皿105円に象徴される低価格を特徴としております。しかしながら、回転すし業界で事業拡大を果たしている競合他社は、当社と同様に低価格路線を採っており、低価格の条件下で、如何によりよいネタを提供できるかが今後の生き残りの鍵になるものと考えております。

次に、当社は70品目程度を提供できる体制を確保することにより、多様なお客様のニーズへの充足を図っております。しかしながら、店舗仕入コストの増加に繋がるため、それを上回る来店客数等の増加が見込めないときには収益性の維持・拡大が難しくなる可能性があります。

②既存店の収益向上方策について

当社は、近隣への競合店の出現等に対する既存店の収益への影響を抑えるため、お好みちらし寿司等の新商品をリーズナブルな価格で投入し、また、新聞折込チラシ・テレビCM等による販売促進を図っております。この結果、売上原価及び販売費及び一般管理費の増加要因となるため、適切な店舗収益管理を行う必要がありますが、仮にこれらの方策が期待された販売促進効果を生まない場合においては、当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③店舗収益管理について

店舗運営費用のうち、出店時の契約においてコストが固定される地代家賃等を除き、統制可能なコストとして食材仕入費用及びパートタイマーの件費が重要な要素となります。

当社は鮮度の重要性を踏まえ、店舗で使用するネタの大部分を店長の裁量で仕入れているため、各店ごとの来店客数、来店客層、天候等を踏まえたすしネタ別の売上予測精度を高めていくことが店舗運営コストに重要な影響を及ぼします。当社件費管理については日々の売上予測を前提としたシフト配置が重要であり、売上予測精度を高める視点が重要であります。

こうした食材費や件費等の変動費部分を柔軟にコントロールしていくことが必要不可欠となってきておりますが、仮に、こうした施策が十分に機能しない場合には、店舗収益管理等に影響を及ぼす可能性があります。

④店舗内部管理体制について

各店舗は、店長を含む正社員とパートタイマーから構成されております。当社は、各店舗レベルにおいてパートタイマーを含む従業員に対する労働関連法規、社内規則及びマニュアル等の遵守の徹底や来店客とのトラブル防止等に努めると共に、内部監査等のタイムリーな実施により内部管理体制の強化を図っておりますが、これらの対応策が十分でない場合には、当社のコーポレート・ガバナンス上の諸問題等が発生し、風評等に悪影響を及ぼす可能性もあります。

⑤衛生管理について

当社は、清潔な厨房での調理管理、鮮度・衛生管理に加え、食品衛生責任者となる資格を有する衛生検査員を巡回させて、調査、指導を行う一方、定期検査を行っております。

外食業の中でも生鮮食材を扱う当社にとって、食中毒等の発生はその社会的影響に鑑みると、その後の企業としての存立そのものに重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに、同業他社による食中毒が発生した場合においても、消費者による回転すし業界全体に対する不信任等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性もあります。

(5) 人材の確保・育成について

今後の組織拡大、店舗展開に対応した人材の確保及び育成が重要な課題となっております。

当社は、店舗従業員についてパートタイマーを中心とした人材の確保を行っておりますが、正社員は定期採用のほか、パートタイマーのうちの優秀な人材を正社員に登用しております。こうした定期・不定期での正社員・パートタイマーの採用方法がうまく機能しなくなる等の事態が生じた場合には、当社の事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、人材の育成については、正社員、パートタイマー両方の共通課題であります。当社は店舗の差別化、収益管理、衛生管理等、店舗経営上不可欠なノウハウを早期に一定レベルに到達するべく人材の教育を図っておりますが、これらがうまく機能しない場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 敷金保証金等の与信管理、債権管理について

当社は、ここ数年来、積極的な出店に伴い敷金保証金残高が増加しておりますが、保証金預託先の財政状況によっては、債権回収が困難となる可能性があります。敷金保証金勘定のうち建設協力金については、当社が支払う地代家賃と相殺で毎月分割返済されるため、契約満了時点では完済となるもので、営業を継続している限りは基本的に債権の保全が図られるものと考えられます。しかしながら、当社の都合による中途解約においては、当社が締結する長期賃貸借契約の契約内容によっては、建設協力金が返還されない可能性もあります。また、賃借先である家主の破産等が発生した場合には差入保証金等の回収不能のみならず、店舗での営業の継続に支障が生ずる可能性もあります。

当第3四半期会計期間末の敷金保証金残高は、42億57百万円、このうち、建設協力金残高は20億84百万円でありま

(7) 法的規制について

当社は、回転すし事業において食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）及び消防法の法的規制を受けております。

これらの規制や罰則が今後強化された場合においては、対応費用の増加等により、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性は否定できません。

また、パートタイム労働者の労働条件の改善を目的として、厚生労働省にて短期労働者の雇用管理の改善等に関する法律が平成20年4月1日に改正されました。当社では、この法改正を見据えすでに、平成19年10月1日よりパートタイム労働者を社員、または、地域限定社員として積極的に採用を行っております。しかし、上記同様に規制や罰則が今後強化されることにより、人件費が増加する場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当社と旧株式会社あきんどスシローが平成21年2月9日に締結した吸収合併契約につきましては、当第3四半期会計期間中の平成21年5月31日にその効力を発生しております。

4【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、米国発の金融危機による影響から急速な悪化が続いておりましたが、少しずつではありますが回復に向かっています。また、個人消費につきましては、失業率の上昇、夏期ボーナスの減少などにより所得環境は更に厳しくなりましたが、定額給付金、エコカー減税、省エネ家電買替えエコポイントなどの政策の効果や、回復傾向の景況感に消費も持ち直したように見受けられます。

このような経済環境のもと外食業界において、好調な外食大手企業は、低価格戦略と高付加価値の商品を分かり易く訴求することで消費を喚起し、業績に結びつけております。

当社におきましては、お客さまにおける当社の認知度を高めるため、テレビコマーシャル及び200円クーポン券の発行並びに90円セールを実施しております。さらに店舗にご来店いただくために「でかネタまつり」、「父の日キャンペーン」と題したお客さま還元キャンペーンの実施もいたしました。お客さまに高付加価値の商品を召し上がっていただくのみならず、また今後も来店につながるサービスの向上を図る施策を全社一丸となって進めてまいります。

なお、当社は、子会社である旧株式会社あきんどスシローを平成21年5月31日に吸収合併を行い、株式会社あきんどスシローに商号を変更しており、旧株式会社あきんどスシローの一切の事業を承継しております。

以上の結果、当第3四半期会計期間の業績は、売上高66億56百万円、営業損失は5億2百万円、経常損失は6億5百万円、四半期純損失は5億15百万円になりました。

なお、店舗開発につきましては、旧株式会社あきんどスシローから合併により263店舗（平成21年5月31日現在）を引き継ぎ、首都圏1店舗、中部圏1店舗の合計2店舗出店した結果、当第3四半期末の店舗数は265店舗となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動で得た資金2億54百万円、投資活動で使用した資金1億5百万円、財務活動で使用した資金48百万円、合併に伴う資金の増加が62億66百万円あり第2四半期会計期間末に比べ63億66百万円増加し、138億70百万円となりました。

当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。
(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において営業活動で得られた資金は、2億54百万円となりました。これは主に、税引前四半期純損失が6億12百万円に対し、のれん償却費3億2百万円、減価償却費2億45百万円、賞与引当金の増加2億29百万円及び貸倒引当金の増加82百万円を計上したことにより資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において投資活動で使用した資金は、1億5百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得に84百万円、無形固定資産の取得に20百万円支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間において財務活動で使用した資金は、48百万円となりました。これは主にリース債務返済を48百万円支出したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について次のとおりであります。

昨今の世界的な水産資源の需給の逼迫や急激な為替相場の変動を鑑みれば、事業環境は決して楽観視できるものではありません。また、国内の回転すし市場は、同業他社との出店競争は留まることがなく、熾烈な競争が続いており、中長期的に飽和状態が到来することが想定されます。このような状況を踏まえ、当社は「お客さまに喜ばれる、選ばれる」施策として、店舗運営の標準化を基に商品価格構成を中心とした現行業態の進化を試み、当社の総合的な競合優位性を更に高めることを目指します。また、いずれ飽和がくる国内の市場を打破すべく、海外展開の道筋を探ってまいります。

当社は、常に現状に甘んずることなく、時代の変化を先取りした独自の経営を今後も貫いていくことで、「回転すしを通して人々の暮らしを豊かにしたい」との創業以来の経営理念を実現してまいります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、子会社の旧株式会社あきんどスシローを平成21年5月31日に吸収合併を行いましたので、主要な設備の全部を承継しております。

平成21年5月31日合併時点における主要な設備は、次のとおりであります。

区分	店舗数 (店)	土地			建物及び構 築物 (千円)	工具器具備 品 (千円)	有形固定資 産その他 (千円)	敷金保証金 等 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)
		所有面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)	借用面積 (㎡)						
北海道圏										
北海道	1	—	—	640.04	40,261	10,893	8,200	6,600	65,955	3
北海道圏計	1	—	—	640.04	40,261	10,893	8,200	6,600	65,955	3
東北圏										
岩手県	2	—	—	716.24	54,327	21,556	17,280	50,034	143,198	5
宮城県	1	—	—	1,659.00	18,541	10,367	7,192	22,248	58,349	3
秋田県	1	—	—	3,014.37	74,777	11,630	8,519	3,059	97,987	2
山形県	2	—	—	8,810.95	65,351	33,501	16,138	45,148	160,138	7
福島県	2	—	—	6,385.64	58,305	37,985	17,239	44,105	157,636	7
東北圏計	8	—	—	20,586.20	271,303	115,041	66,370	164,594	617,309	24
首都圏										
東京都	17	—	—	23,412.22	316,749	79,326	42,947	394,792	833,816	48
神奈川県	12	—	—	21,371.24	384,948	72,903	39,293	254,225	751,371	37
埼玉県	10	—	—	13,113.57	240,410	73,632	53,251	160,562	527,856	27
群馬県	5	—	—	14,183.03	128,327	27,079	15,258	74,834	245,500	11
栃木県	4	—	—	10,933.60	146,310	35,115	18,539	71,149	271,114	11
茨城県	4	—	—	7,822.68	73,027	20,938	12,996	53,215	160,179	10
千葉県	15	—	—	31,966.17	284,031	66,815	32,458	270,458	653,763	45
山梨県	1	—	—	2,074.97	50,813	3,225	1,225	10,260	65,524	2
首都圏計	68	—	—	124,877.48	1,624,620	379,037	215,971	1,289,499	3,509,127	191

区分	店舗数 (店)	土地			建物及び構 築物 (千円)	工具器具備 品 (千円)	有形固定資 産その他 (千円)	敷金保証金 等 (千円)	計 (千円)	従業員数 (人)
		所有面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)	借入面積 (㎡)						
中部圏										
富山県	1	—	—	1,538.40	26,629	12,473	7,292	31,614	78,009	7
石川県	3	—	—	6,935.85	123,751	35,153	22,687	42,862	224,454	8
長野県	3	—	—	11,723.61	132,306	25,077	13,754	21,888	193,026	10
岐阜県	5	—	—	13,501.72	224,340	36,167	20,256	31,031	311,795	14
静岡県	10	—	—	27,054.33	257,033	69,567	39,622	164,424	530,649	27
愛知県	27	—	—	63,345.34	931,621	216,867	126,204	422,936	1,697,630	89
三重県	11	—	—	25,112.83	284,722	57,822	33,398	129,910	505,854	30
中部圏計	60	—	—	149,212.08	1,980,405	453,130	263,217	844,667	3,541,420	185
近畿圏										
京都府	9	—	—	16,380.43	231,791	39,951	20,680	99,195	391,619	25
大阪府	47	—	—	65,466.64	527,664	127,676	45,869	820,824	1,522,034	124
滋賀県	8	—	—	24,030.19	203,729	27,890	11,604	110,759	353,984	25
兵庫県	30	—	—	52,094.82	578,805	134,556	69,289	447,877	1,230,528	85
奈良県	5	—	—	13,367.53	136,737	23,135	11,522	45,322	216,717	18
和歌山県	4	—	—	10,905.38	160,196	26,466	16,861	32,170	235,693	11
近畿圏計	103	—	—	182,244.99	1,838,925	379,676	175,827	1,556,149	3,950,578	288
中国・四国 圏										
岡山県	3	—	—	8,100.85	106,840	32,480	16,104	73,354	228,779	10
広島県	2	—	—	2,786.93	58,122	28,241	12,932	42,935	142,231	9
鳥取県	1	—	—	1,228.00	23,502	16,283	7,501	23,717	71,004	2
徳島県	2	—	—	4,556.13	113,397	26,596	17,568	27,624	185,186	11
香川県	2	—	—	15,650.00	87,315	30,176	18,446	28,917	164,856	10
愛媛県	1	—	—	2,877.00	65,795	12,940	8,535	10,000	97,271	4
中国・四国 圏計	11	—	—	35,198.91	454,973	146,718	81,088	206,549	889,330	46
九州圏										
福岡県	7	—	—	18,267.56	358,893	106,128	65,106	100,349	630,477	36
長崎県	1	—	—	1,694.00	48,865	13,318	8,458	5,705	76,347	4
熊本県	2	—	—	5,639.17	116,766	26,973	16,660	19,563	179,963	6
大分県	1	—	—	451.32	47,265	16,296	10,072	5,100	78,735	2
鹿児島県	1	—	—	610.00	57,062	16,605	9,778	8,000	91,446	7
九州圏計	12	—	—	26,662.05	628,853	179,323	110,075	138,717	1,056,970	55
本社他	—	—	—	3,856.83	9,671	48,091	28,145	88,817	174,725	91
合計	263	—	—	543,278.58	6,849,014	1,711,912	948,896	4,295,595	13,805,419	883

(注) 旧株式会社あきんどスシローの所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年3月31日以前に開始した会計年度に係る分については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、合併を機に通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。以下の金額が含まれております。

機械装置 273,912千円
 工具器具備品 307,541千円

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 当第3四半期会計期間末において、重要な設備の新設については、岐阜県及び佐賀県に2店舗、投資総額は2億3百万円見込んでおります。

② 当第3四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは次のとおりであります。

所在地	店舗数 (店)	事業形態別 の名称	設備の内容	投資額 (千円)	完成年月	増加能力 (増加客席数) (席)
首都圏	1	回転すし	店舗設備	107,326	平成21年6月	196
中部圏	1	回転すし	店舗設備	130,957	平成21年6月	196
合計	2	—	—	238,284	—	392

(注) 1. 投資額には、敷金および差入保証金43,024千円を含んでおります。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の除却等

当第3四半期会計期間において、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
A種優先株式	100
計	50,100

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,200	7,200	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式制度は採用していません。
A種優先株式	100	100	同上	(注) なお、単元株式制度は採用していません。
計	7,300	7,300	—	—

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) A種優先配当金

当社は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、下記(2)に定める額の剰余金の配当(以下「A種優先配当金」という。)をする。

(2) A種優先配当金の額

(a) A種優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額に、剰余金の配当に係る基準日におけるA種優先株式繰延金(以下に定義する。)を加算した金額に、2.0%を乗じて得られる額(1円未満を四捨五入する。)とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が生じた日の属する事業年度の末日以降の日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たりの払込金額に、剰余金の配当に係る基準日におけるA種優先株式繰延金を加算した金額に、5.0%を乗じて得られる額(1円未満を四捨五入する。)とする。

(i) シニアローン契約(以下に定義する。)に基づき当社が負担する債務(当該金銭債務の借換えに伴い新たに負担する金銭債務を含む。)が完済された場合

(ii) 平成27年9月30日が到来した場合

(c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、平成21年9月30日を基準日とするA種優先配当金の額は、A種優先株式1株当たり、上記(a)又は(b)に従い得られる額に、平成21年5月15日(同日を含む。)から平成21年9月30日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して算出した額(1円未満を四捨五入する。)とする。

「A種優先株式繰延金」とは、平成21年5月15日以後、当該日(同日を含む。)までの各事業年度の末日において次の算式に従って計算された額(1円未満を四捨五入する。)の合計額とする。

$$\text{A種優先株式1株当たりの払込金額} \times \{1.08 \times x + (y/365) - 1\}$$

但し、上記算式における「x」及び「y」は、それぞれ平成21年5月15日(同日を含む。)から各事業年度の末日(同日を含む。)までの年数及び日数とする。

「シニアローン契約」とは、借入人としての当社、貸付人としての株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行並びにアドミニストレーション・エージェント兼セキュリティ・エージェント兼ファシリティー・エージェントとしての株式会社みずほ銀行の間で締結された平成20年11月11日付金銭消費貸借契約（その後の変更を含む。）をいう。「貸付人」とは、シニアローン契約に定める貸付人をいい、本要項作成日においては、株式会社みずほ銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行とする。なお、本要項において、貸付人の意思決定は、シニアローン契約における多数貸付人の意思結集の結果に従う（但し、本要項に基づいて貸付人の承諾を取得すべき場合、貸付人のエージェントからかかる承諾を取得することにより、貸付人の承諾が取得されたものとみなす。）。

(3) 累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当（以下に定めるA種累積未払配当金の配当を除く。）の額の合計額が、A種優先株式1株につき当該事業年度に係るA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する配当に先立ち、A種優先株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金の合計額を超えて剰余金の配当をしない。

2. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 残余財産の分配をする日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 残余財産の分配をする日を日割計算基準日（以下に定義する。）とするA種優先配当金日割計算額（以下に定義する。）及び、(v) 残余財産の分配をする日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額（以下に定義する。）の合計額を支払う。

「日割計算基準日」とは、残余財産の分配をする日又は償還請求権（以下に定義する。）若しくは償還条項（以下に定義する。）に従いA種優先株式を取得する日であって、A種優先株式繰延金日割計算額及びA種優先配当金日割計算額の計算の基準となる一定の日をいう。

「A種優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべきA種優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して算出した額（1円未満を四捨五入する。）をいう。

「A種優先株式繰延金日割計算額」とは、次の算式に従って計算された額（1円未満を四捨五入する。）をいう。
(払込金額+日割計算基準日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金) × {1.08 (x/365) - 1}

但し、上記算式における「x」は、日割計算基準日の属する事業年度の直前の事業年度の末日の翌日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの日数とする。

(2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 種類株主総会の決議事項

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合に、法令又は当社定款に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

6. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 取得請求権

A種優先株主は、平成27年10月1日以降いつでも（但し、シニアローン契約に基づき当社が貸付人に対して負担する現在及び将来の債務（以下「シニアローン債務」という。）の完済前の行使については、貸付人の事前の書面による承諾があることを条件とする。）、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「償還請求権」という。）、当社は、A種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該A種優先株主に対して下記(2)に定める額（以下「A種優先株式取得価額（償還請求権）」という。）の金銭を交付する。但し、分配可能額を超えてA種優先株主から償還請求権の行使があった場合、取得すべきA種優先株式は償還請求権の行使がされたA種優先株式の数に応じて按分比例の方法により決定する。

(2) A種優先株式取得価額（償還請求権）

A種優先株式取得価額（償還請求権）は、A種優先株式1株につき、(i) A種優先株式1株あたりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先配当金日割計算額、及び、(v) 償還請求権に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額の合計額とする。

7. 金銭を対価とする取得条項（償還条項）

(1) 取得条項

当社は、平成27年10月1日以降いつでも（但し、シニアローン債務の完済前の行使については、貸付人の事前の書面による承諾があることを条件とする。）、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし（以下「償還条項」という。）、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して下記（2）に定める額（以下「A種優先株式取得価額（償還条項）」という。）の金銭を交付する。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得価額

A種優先株式取得価額（償還条項）は、A種優先株式1株につき、(i) A種優先株式1株あたりの払込金額、(ii) A種累積未払配当金、(iii) 償還条項に従いA種優先株式を取得する日の属する事業年度の直前の事業年度の末日におけるA種優先株式繰延金、(iv) 償還条項に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先配当金日割計算額、及び、(v) 償還条項に従いA種優先株式を取得する日を日割計算基準日とするA種優先株式繰延金日割計算額の合計額に、償還条項に従いA種優先株式を取得する日に応じて下記係数を乗じて得られる額とする。

償還条項に従いA種優先株式を取得する日係数

平成22年5月15日まで 1.03

平成23年5月15日まで 1.02

平成24年5月15日まで 1.01

平成24年5月16日以降 1.00

8. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 取得請求権

A種優先株主は、次のいずれかの事由が生じた後、いつでも、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「転換請求権」という。）、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して下記（2）に定める数（以下「交付普通株式数」という。）の普通株式を交付する。

(a) シニアローン債務が完済された場合又はシニアローン契約に従った貸付人の事前の書面による承諾がある場合であって、かつ、平成28年9月末日までに償還請求権が行使されないA種優先株式がある場合

(b) 貸付人の事前の書面による承諾を得て当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。以下同じ。）した場合

(2) 交付される普通株式の数

交付普通株式数は、A種優先株式取得価額（償還請求権）を、下記（3）に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、交付普通株式数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 転換価額

(a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合

転換請求権に従いA種優先株式を取得する日（以下「転換日」という。）において当社の普通株式が上場等をしている場合、転換価額は、転換日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日における当社の普通株式を上場等している金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入するものとし、当該額が875,000円（但し、A種優先株式発行後に下記(c)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合は、下記(c)に準じて調整されるものとし、以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、転換価額は下限転換価額とする。なお、上記30連続取引日の間に下記(c)に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該30連続取引日の当社の普通株式を上場等している金融商品取引所又は店頭売買有価証券市場における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合

転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合、転換価額は、以下の算式により算出された額とする。但し、当該額が下限転換価額を下回る場合は、転換価額は下限転換価額とする。

$$\text{転換価額} = \text{①} - \text{②} - \text{③} + \text{④}$$

転換前発行済普通株式数（以下に定義する。）

①＝EBITDA（以下に定義する。）に8を乗じて得られる数

②＝借入債務残高（以下に定義する。）

③＝転換日における計算対象期間（以下に定義する。）の末日におけるA種優先株式取得価額（償還請求権）に当該転換日における発行済A種優先株式（但しその時点で当社が保有するA種優先株式を除く。）の数を乗じて得られる額

④＝現預金等残高（以下に定義する。）

「計算対象期間」とは、当社の事業年度を3月ごとに区分した各期間の末日のうち、転換日の1か月前の応当日の直前に到来した日の前1年間をいう。

「EBITDA」とは、以下の算式により算出された額とする。

EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋（退職給与）引当金の増（減）＋長期前払費用償却費＋ソフトウェア償却費＋繰越消費税償却費＋営業権償却費（のれん償却又は連結調整勘定償却を含み、かつ費用計上されている場合）

但し、「営業利益」、「減価償却費」、「（退職給与）引当金」、「長期前払費用償却費」、「ソフトウェア償却費」、「繰越消費税償却費」、「営業権償却費（のれん償却又は連結調整勘定償却を含み、かつ費用計上されている場合）」は、それぞれ当社が計算対象期間について作成した連結月次試算表（連結子会社が存しない場合には単体の月次試算表。以下同じ。）から算出される額をいう（但し、当社を存続会社とする株式会社あきんどスシローとの合併の効力発生日より前については、株式会社あきんどスシローが計算対象期間について作成した連結月次試算表から算出される額をいう。）。

「借入債務残高」とは、計算対象期間の末日における当社の金融機関からの借入れ（リース債務を除く。）に係る元本債務の合計額をいう。

「現預金等残高」とは、計算対象期間の末日における財政状態を表示した連結貸借対照表（連結子会社が存しない場合には単体の貸借対照表。以下同じ。）又はこれに類するものに記載された現金、現金同等物及び有価証券の価額の合計額をいう。

「転換前発行済普通株式数」とは、計算対象期間の末日における普通株式の発行済株式総数（当社が保有する普通株式を除く。）をいう。

(c) 転換価額の調整

(i) (a) 転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、上記30連続取引日の末日後、転換日までの間に、(b) 転換日において当社の普通株式が上場等をしていない場合は、転換日における最終事業年度の末日の翌日以降、転換日までの間に、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、転換価額を調整する。調整後の転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③ 調整前の転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(c)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r} \text{（発行済普通株式の数－当社が保有} \\ \text{する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後転換価額＝調整前転換価額×

$$\begin{array}{r} \text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array}$$

但し、本③による転換価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

④ 調整前の転換価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本④による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

⑤ 行使することにより、調整前の転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われぬ。

(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記①ないし④のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 上記①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。

③ 上記(i)の④に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

④ 上記(i)の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(iii) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

(iv) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額にこの差額を加除した額を使用する。

- (v) 転換価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等をしている場合は、調整後の転換価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- (vi) 転換価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額及び適用の日を通知する。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株制度は採用しておりません。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250,000
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月15日 至 平成31年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 625,000 資本組入額 625,000
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社の取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。))又は株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)) (以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ、ニ又はホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて対象株式数を乗じた額として決定する。承継新株予約権の行使価額、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額に準じて決定し以下に準じた調整がなされるものとする。

① 当社は、本新株予約権の発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり行使価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、行使価額を調整する。調整後の行使価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (c) 調整前の行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式、新株予約権その他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は会社分割、株式交換若しくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(1)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、行使価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数及び処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

但し、本(c)による行使価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (d) 調整前の行使価額を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権その他の証券を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行又は処分される株式、新株予約権その他の証券の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(d)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

- (e) 行使することにより、調整前の行使価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、行使価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を、調整後の行使価額とする。調整後の行使価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(e)による行使価額の調整は、ストック・オプションには適用されないものとし、また、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

- ②上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)ないし(d)のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (a) 会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (b) 上記(a)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要と当社が合理的に判断するとき。
 - (c) 上記(1)の(d)に定める株式、新株予約権その他の証券につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権その他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。
 - (d) 上記(1)の(e)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- ③行使価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ④ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額にこの差額を加除した額を使用する。
- ⑤ 行使価額調整式で使用する発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合であって、転換日において当社の普通株式が上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう。）をしている場合は、調整後の行使価額の適用日の前月末日における当社の発行済普通株式の数又は当社が保有する普通株式の数とする。
- ⑥ 行使価額の調整の原因となる事実を当社が決定した場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権の新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知する。
- (5) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年 5月14日 (注) 1	2,000	7,200	1,250,000	4,551,000	1,250,000	4,449,000
平成21年 5月15日 (注) 2	100	7,300	1,250,000	5,801,000	1,250,000	5,699,000

(注) 1. 第三者割当

普通株式

発行価格 1,250千円

資本組入額 625千円

割当先 アトランティック・フィッシュリーズ・エルピー、
パシフィック・フィッシュリーズ・エルピー、
清水義雄氏

(注) 2. 第三者割当

A種優先株式

発行価格 25,000千円

資本組入額 12,500千円

割当先 東京海上日動火災保険株式会社

(5) 【大株主の状況】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
アトランティック・フィッシュャリーズ・エルピー (常任代理人 株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部)	C/O UBS FUND SERVICES (CAYMAN) LTD., UBS HOUSE, 227 ELGIN AVENUE, P. O. BOX 852, GRAND CAYMAN, KY1-1103, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸ノ内1-3-2)	3,306	45.3
パシフィック・フィッシュャリーズ・エルピー (常任代理人 株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部)	C/O UBS FUND SERVICES (CAYMAN) LTD., UBS HOUSE, 227 ELGIN AVENUE, P. O. BOX 852, GRAND CAYMAN, KYI-1103, CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸ノ内1-3-2)	2,534	34.7
清水 義雄	大阪府豊中市	1,360	18.6
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	100	1.4
計	—	7,300	100.0

(注) 当第3四半期会計期間において、平成21年5月14日付でアトランティック・フィッシュャリーズ・エルピー、パシフィック・フィッシュャリーズ・エルピー及び清水義雄氏から第三者割当増資の払込みを受けております。株式の増加は次のとおりであります。

普通株式

アトランティック・フィッシュャリーズ・エルピー	951株
パシフィック・フィッシュャリーズ・エルピー	729株
清水 義雄	320株
計	2,000株

また、平成21年5月15日付で東京海上日動火災保険株式会社から第三者割当増資の払込みもを受けております。株式の増加は次のとおりであります。

A種優先株式

東京海上日動火災保険株式会社	100株
----------------	------

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	(A種優先株式) 100	—	(1) 株式の総数等②発行済株式の(注)を参照してください。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	(普通株式) 7,200	7,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	(普通株式) 7,200 (A種優先株式) 100	—	—
総株主の議決権	—	7,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

該当事項はありません。

3 【役員の状況】

当四半期報告書の提出日までの役員の異動は次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	営業本部長兼 仕入部長	豊崎 賢一	昭和40年2月1日生	昭和59年4月 鯛すし（個人営業）就職 平成59年10月 株式会社すし太郎（大阪府豊中市）入社 平成4年12月 同社取締役 平成12年12月 株式会社あきんどスシローに商号変更、取締役仕入部長 平成16年1月 同社取締役営業本部長兼本社営業部長 平成17年1月 同社取締役営業部長 平成18年4月 同社取締役仕入部長 平成19年12月 同社代表取締役副社長兼仕入部長 平成20年8月 同社代表取締役副社長兼営業本部長兼仕入部長 平成21年5月 当社取締役 平成21年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼仕入部長（現任）	(注) 3	—
取締役会長		木曾 健一	昭和41年9月29日生	平成2年4月 モルガン・スタンレー証券会社（現 モルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成9年3月 同社退社 平成9年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成12年12月 同社退社 平成13年1月 ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 平成13年3月 同社退社 平成14年4月 ユニゾン・キャピタル株式会社入社 平成15年5月 株式会社東ハト代表取締役 平成16年1月 ユニゾン・キャピタル株式会社パートナー（現任） 平成16年6月 株式会社東ハト取締役会長 平成18年7月 同社取締役会長退任 平成19年12月 株式会社あきんどスシロー取締役 平成20年8月 エーエスホールディングス株式会社（現 当社）代表取締役就任 平成21年5月 当社代表取締役退任 平成21年5月 当社取締役会長（現任）	(注) 3	—
取締役副会長		矢三 圭史	昭和38年4月8日生	昭和58年6月 鯛すし（個人営業）就職 昭和59年10月 株式会社すし太郎（大阪府豊中市）入社 平成元年6月 同社取締役 平成12年12月 株式会社あきんどスシローに商号変更、取締役管理部長 平成15年1月 同社取締役総務部長 平成16年1月 同社取締役仕入部長 平成18年4月 同社代表取締役社長 平成21年5月 当社取締役副会長（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役		立野 公一	昭和49年2月6日生	平成10年4月 メリルリンチ証券会社入社 平成11年3月 同社退社 平成11年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成16年12月 同社退社 平成17年1月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 平成18年3月 株式会社プライムリンク(現株式会社アスラポート・ダイニング)取締役 平成19年2月 同社取締役退任 平成19年2月 ゴールドマン・サックス証券株式会社退社 平成19年2月 ユニゾン・キャピタル株式会社入社(現任) 平成19年12月 株式会社あきんどスシロー監査役 平成20年8月 エーエスホールディングス株式会社(現 当社)取締役 平成20年12月 株式会社あきんどスシロー取締役 平成21年5月 当社取締役辞任 平成21年5月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
常勤監査役		小谷 昌靖	昭和17年2月25日生	昭和41年4月 三田工業株式会社(現 京セラミタ株式会社)入社 平成12年2月 同社常勤監査役 平成15年6月 同社常勤監査役退任 平成15年12月 株式会社あきんどスシロー常勤監査役 平成21年5月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		藤山 紘一郎	昭和18年11月11日生	昭和42年4月 大阪中小企業投資育成株式会社入社 平成10年3月 同社退社 平成10年4月 株式会社ビジネスアンドマーケティング研究所設立 代表取締役所長 平成15年12月 株式会社あきんどスシロー監査役 平成18年9月 株式会社ビジネスアンドマーケティング研究所退任 平成21年5月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		橘 芳樹	昭和49年9月27日生	平成11年4月 J. P. モルガン証券会社(現JPモルガン証券株式会社)入社 平成16年8月 同社退社 平成18年6月 ユニゾン・キャピタル株式会社入社(現任) 平成20年8月 エーエスホールディングス株式会社(現 当社)取締役 平成20年12月 株式会社あきんどスシロー監査役 平成21年5月 当社取締役辞任 平成21年5月 当社監査役(現任)	(注) 4	—

- (注) 1. 監査役小谷昌靖及び藤山紘一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社では、取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化し、迅速かつ効率的な業務執行の観点から、取締役会のスリム化及び執行役員制度を導入し、また社長による業務執行への専念を図るべく、取締役としての会長職・副会長職を新設しております。
- なお、執行役員は8名であり、代表取締役 豊崎賢一、専務執行役員 加藤智治、執行役員 吉川尚樹、同 谷口義裕、同 福田哲也、同 林恒希、同 宇田武文、同 加藤香織で構成しております。

(2) 辞任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役		山口 仁	平成21年5月31日
取締役		上島 幹雄	平成21年8月3日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成21年5月31日付にて旧株式会社あきんどスシローを吸収合併したことにより、有価証券報告書の提出義務を引き継いでおりますが、従来は有価証券報告書の提出義務を有していなかったため、前事業年度の財務諸表の記載を省略しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
 (平成21年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	※2 13,870,698
原材料及び貯蔵品	476,544
その他	1,013,820
流動資産合計	15,361,063
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	※1,2 5,878,241
構築物（純額）	※1 1,032,454
機械及び装置（純額）	※1 926,792
工具、器具及び備品（純額）	※1 1,732,782
その他（純額）	※1 40,304
有形固定資産合計	9,610,574
無形固定資産	
のれん	5,135,282
その他	243,829
無形固定資産合計	5,379,112
投資その他の資産	
敷金及び保証金	※2 4,257,519
繰延税金資産	1,884,692
その他	1,075,239
貸倒引当金	△82,600
投資その他の資産合計	7,134,851
固定資産合計	22,124,537
資産合計	37,485,601
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,482,927
未払金	10,080,808
未払法人税等	2,045,345
賞与引当金	229,797
その他	380,203
流動負債合計	14,219,081
固定負債	
長期借入金	11,000,000
役員退職慰労引当金	875
その他	1,474,945
固定負債合計	12,475,820
負債合計	26,694,902

(単位：千円)

当第3四半期会計期間末
(平成21年6月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	5,801,000
資本剰余金	5,699,000
利益剰余金	△718,848
株主資本合計	10,781,151
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,547
評価・換算差額等合計	9,547
純資産合計	10,790,698
負債純資産合計	37,485,601

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	6,656,076
売上原価	3,421,115
売上総利益	3,234,961
販売費及び一般管理費	* 3,826,344
営業損失(△)	△591,382
営業外収益	
受取利息	3,115
受取配当金	5,900
受取補償金	4,730
受取手数料	4,380
雑収入	3,345
営業外収益合計	21,471
営業外費用	
支払利息	187,760
支払手数料	50,929
雑損失	778
営業外費用合計	239,468
経常損失(△)	△809,379
特別損失	
店舗閉鎖損失	6,528
特別損失合計	6,528
税引前四半期純損失(△)	△815,908
法人税、住民税及び事業税	19,000
法人税等調整額	△116,065
法人税等合計	△97,065
四半期純損失(△)	△718,842

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	6,656,076
売上原価	3,421,115
売上総利益	3,234,961
販売費及び一般管理費	※ 3,737,132
営業損失(△)	△502,170
営業外収益	
受取利息	2,977
受取配当金	5,900
受取補償金	4,730
受取手数料	4,380
雑収入	3,345
営業外収益合計	21,333
営業外費用	
支払利息	105,081
支払手数料	19,098
雑損失	778
営業外費用合計	124,958
経常損失(△)	△605,795
特別損失	
店舗閉鎖損失	6,528
特別損失合計	6,528
税引前四半期純損失(△)	△612,324
法人税、住民税及び事業税	19,000
法人税等調整額	△116,065
法人税等合計	△97,065
四半期純損失(△)	△515,258

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△815,908
減価償却費	245,154
のれん償却額	302,075
支払手数料	50,929
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	82,600
賞与引当金の増減額 (△は減少)	229,797
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	875
受取利息及び受取配当金	△9,015
支払利息	187,760
敷金及び保証金の家賃相殺額	16,326
たな卸資産の増減額 (△は増加)	86,303
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△5,301
仕入債務の増減額 (△は減少)	△89,558
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△172,706
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	249
その他	△452,000
小計	△342,420
利息の受取額	6,037
利息の支払額	△95,593
法人税等の支払額	△446
営業活動によるキャッシュ・フロー	△432,422
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△84,738
無形固定資産の取得による支出	△157,079
関係会社株式の取得による支出	△14,171,660
敷金及び保証金の差入による支出	△929
敷金及び保証金の回収による収入	147
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,414,260
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	11,000,000
短期借入金の返済による支出	△11,000,000
長期借入れによる収入	11,000,000
株式の発行による収入	11,499,000
リース債務の返済による支出	△48,812
配当金の支払額	△6
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,450,180
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,603,497
現金及び現金同等物の期首残高	1,000
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	6,266,200
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 13,870,698

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当社は、旧株式会社あきんどスシローを平成21年5月31日付で吸収合併を行い、旧株式会社あきんどスシローの一切の事業を承継しました。四半期財務諸表は、当第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間から作成しておりますので、「四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項」を記載しております。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 食材 総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 ただし、建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2年～29年 工具器具備品 2年～14年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 のれんについては、3年間の均等償却をしております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、取締役並びに監査役退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産について、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法としております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成21年6月30日)									
※1	有形固定資産の減価償却累計額は、239,219千円であります。								
※2	担保資産 担保に供されている資産で、会社の事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。								
	<table> <tr> <td>預金</td> <td>13,356,504千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1,325,451千円</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td>2,881,004千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,562,960千円</td> </tr> </table>	預金	13,356,504千円	建物	1,325,451千円	敷金及び保証金	2,881,004千円	計	17,562,960千円
預金	13,356,504千円								
建物	1,325,451千円								
敷金及び保証金	2,881,004千円								
計	17,562,960千円								

(四半期損益計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)													
※	販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。												
	<table> <tr> <td>雑給</td> <td>1,308,102千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>229,797千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>875千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>240,699千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>82,600千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却費</td> <td>302,075千円</td> </tr> </table>	雑給	1,308,102千円	賞与引当金繰入額	229,797千円	役員退職慰労引当金繰入額	875千円	減価償却費	240,699千円	貸倒引当金繰入額	82,600千円	のれん償却費	302,075千円
雑給	1,308,102千円												
賞与引当金繰入額	229,797千円												
役員退職慰労引当金繰入額	875千円												
減価償却費	240,699千円												
貸倒引当金繰入額	82,600千円												
のれん償却費	302,075千円												

当第3四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)													
※	販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。												
	<table> <tr> <td>雑給</td> <td>1,308,102千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>229,797千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td>875千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>240,699千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>82,600千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却費</td> <td>302,075千円</td> </tr> </table>	雑給	1,308,102千円	賞与引当金繰入額	229,797千円	役員退職慰労引当金繰入額	875千円	減価償却費	240,699千円	貸倒引当金繰入額	82,600千円	のれん償却費	302,075千円
雑給	1,308,102千円												
賞与引当金繰入額	229,797千円												
役員退職慰労引当金繰入額	875千円												
減価償却費	240,699千円												
貸倒引当金繰入額	82,600千円												
のれん償却費	302,075千円												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成21年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定	13,870,698
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	13,870,698

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成20年10月1日 至 平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,200株
A種優先株式	100株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	184株
新株予約権の四半期会計期間末残高	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社の株主資本の金額の変動は、次のとおりであります。

平成20年11月11日付でアトランティック・フィッシュリーズ・エルピー及びパシフィック・フィッシュリーズ・エルピーから第三者割当増資の払込みを受け、資本金が300,000千円、資本準備金が199,000千円増加しております。

平成20年11月19日付でアトランティック・フィッシュリーズ・エルピー、パシフィック・フィッシュリーズ・エルピー及び清水義雄氏から第三者割当増資の払込みを受け、資本金が3,000,000千円、資本準備金が3,000,000千円増加しております。

平成21年5月14日付でアトランティック・フィッシュリーズ・エルピー、パシフィック・フィッシュリーズ・エルピー及び清水義雄氏から第三者割当増資の払込みを受け、資本金が1,250,000千円、資本準備金が1,250,000千円増加しております。

平成21年5月15日付で東京海上日動火災保険株式会社から第三者割当増資の払込みを受け、資本金が1,250,000千円、資本準備金が1,250,000千円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本金が5,801,000千円、資本準備金が5,699,000千円となっております。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものについては、会社の事業の運営において重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

パーチェス法を適用した場合 (合併)

当第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

パーチェス法の適用

1. 被取得企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社あきんどスシロー (以下、「旧株式会社あきんどスシロー」という。)

事業の内容 回転すし事業

(2) 企業結合を行った主な理由

中期経営計画の実現に向けて、旧株式会社あきんどスシローを取り巻く厳しい経営環境を打破をし、経営課題の抜本的な解決を図ることを目的とした戦略的非公開化の実現のため。

(3) 企業結合日

平成21年5月31日

(4) 企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

企業結合の法的形式 合併

結合後企業の名称 株式会社あきんどスシロー (エーエスホールディングス株式会社は効力発生日をもって、株式会社あきんどスシローに変更。)

(5) 取得した議決権比率

100%

2. 四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成21年5月31日から平成21年6月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	21,237,920千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	767,537千円
取得原価		22,005,457千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

5,437,357千円

(2) 発生原因

主として旧株式会社あきんどスシローが高品質かつ低価格なすしをお客さまに提供していくことにより、永続的な成長が期待されることによる超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

3年間で均等償却

5. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期累計期間に係る四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高 47,751,837千円

経常利益 2,256,080千円

四半期純利益 △ 1,576,714千円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	
1株当たり純資産額	1,151,485円97銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 154,255円74銭	1株当たり四半期純損失金額 82,376円14銭

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

	当第3四半期累計期間 (自平成20年10月1日 至平成21年6月30日)	当第3四半期会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	△718,842	△515,258
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	△718,842	△515,258
期中平均株式数(株)	4,660	6,255

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社あきんどスシロー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 健 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 義則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あきんどスシローの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第2期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年10月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あきんどスシローの平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。